

掲示用

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月29日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	松木茂盛
同	高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 包括外部監査（監査人 野本 博之）

指摘事項		当初措置状況 (29年度)	平成30年度の措置状況	担当課
(意見) 3.0.1 支所発地域力向上支援金(報告書49ページ)	○予算配分の公平性 予算配分が人口に関係なく各地区一律50万円であり、均等割と人口割を併用するなど人口に応じた予算設定の検討の余地がある。 (地域活動支援課)	地域力向上に向けて、地域に根ざした様々な団体等が創意工夫を凝らし、人口や地域面積だけでなく全地区平等に支援することが必要と考えているが、全地区で不公平感がないよう今後検討・検証していきたいと考えている。 (29庶第132号H29.6.5)	地域力向上に向けて、地域に根ざした様々な団体等が創意工夫を凝らし、人口や地域面積だけでなく全地区平等に支援することが必要と考え、事業の実績報告を受けて支所長が行う事業の評価方法について見直しを行い、平成31年度事業から適用し、平成32年度において事業評価の内容を精査することとした。	地域活動支援課
(意見) 3.0.2 ながのまちづくり活動支援事業補助金(報告書51～52ページ)	○終期設定の検討 「まちづくり」の定義は狭義の「行政主体の都市計画」から広義の「住民主体の生活環境の整備、コミュニケーションの増進」に変わりつつある。要綱上「まちづくり」の定義を広義に解釈し「地域課題解決」に向けた「市民公益活動」とし、活動の対象は広範囲となっている。これに対して市では平成27年度から優先政策に適合したテーマを設定し、活動を支援している。しかし、市の優先政策に関する活動については、有効性の面から明確な目的をもった個別の補助金で対応し、運用面での裁量の余地をできるだけ制限すべきであり、このような広範囲な目的をもった補助金については今後の存続の可否を検討すべきである。 (地域活動支援課)	本事業の目的は、市民公益活動が更に活発になるよう、行政による均一なサービスだけでは解決できない、複雑化する様々な地域課題の解決を自発的に行なう市民公益活動団体を育成・支援するものであり、広範囲な目的は持っていない。しかし、解決を図るべき地域課題は、価値観やライフスタイルの多様化により、多岐にわたっていることから、支援対象となる市民公益団体の事業内容は広範囲となっているが、他部署の事業に関わる活動については、審査段階で担当課から意見を求め調整を図っている。 なお、本事業については、様々な人や組織による協働がより一層活発に展開されるよう、制度の見直しを含め検討していく。 (29庶第132号H29.6.5)	地域課題は、複雑・多様化しており、行政による均一なサービスや他の個別の補助金では対応できなくなっている。それら課題の解決に向け自発的に取組む市民公益活動団体の育成・支援が本事業の明確な目的であるため、必然的に支援活動の対象は広範囲となる。 平成30年度に制度を見直し、公益活動団体の活動の自立を促すよう補助率、補助額とも引き下げ、活動費の査定も行うなど、補助金の適正化を図った。	地域活動支援課
(意見) 3.1.2 老人クラブ補助金(報告書60ページ)	○精算払いの採用 会員割額分について概算払いを行っているが、支給総額が一団体あたり数万円と少額であることから、事務の効率化や振込手数料の負担面からは非効率となっている。市老連と協議において、精算払いとすることについて検討が望まれる。 (高齢者福祉課)	会員割額分の概算払いについては、単位老人クラブが活動を行うにあたり、活動資金が必要なことから行っていたものであったため、国庫補助対象分を含むすべての単位老人クラブに対し行っている。 単位老人クラブの理解が得られれば、一律に精算払いすることも可能であると考えるので、長野市老人クラブ連合会と協議を行い、平成29年度に検討を行うことで改善を図る。 (29庶第132号H29.6.5)	老人クラブ連合会と協議を行う中で、事務手続きの煩雑さや、老人クラブ活動は冬まてに行うものが多く、早く活動資金が必要になる等の理由から精算払いとすることは難しい。	高齢者活躍支援課(旧高齢者福祉課)
(意見) 3.1.2 老人クラブ補助金(報告書61ページ)	○国庫補助金の対象化 長野市老人クラブ連合会を対象として、市老連活動促進事業(貸金補助)に対する国庫補助制度があり、1/3を対象とすることができる。しかし、当該制度を利用するに当たっては、就業規則、給与規定、雇用契約書、出勤簿、貸金明細書等の適切な整備・運用が求められている。現在は、国庫補助の対象となっていないため、書類管理の徹底など市として適切な指導を行い、今後、国の補助金の対象としていくことが望まれる。 (高齢者福祉課)	市老連活動促進事業補助金に対する国庫補助事業を申請していなかったことは、書類管理が徹底されていなかったため、国庫補助制度である市老連活動促進事業(貸金補助)を利用できるよう、平成29年度に市老連に対し貸金の取扱や書類整理等の指導を行っていくことで改善を図る。 (29庶第132号H29.6.5)	H31年度予算から国庫補助対象化	高齢者活躍支援課(旧高齢者福祉課)
(意見) 3.1.5 社会福祉協議会補助金ほか(ながのコロニー移転改築事業等元利償還金補助金)(報告書69ページ)	○経営安定化の定義 経営難に陥っていた法人の身体障害者福祉工場等就労継続支援施設の経営安定化を図ることを目的として同補助金を設定している。現状では、長野福祉工場に関連する事業に関する経営は依然として赤字であるものの、社会福祉法人ながのコロニー全体でみると資金収支差額合計は27,501千円と黒字となっている。また、全社での黒字額は、交付された補助金額18,074千円を上回り、当期末支払資金残高も459,530千円と多額に計上されている。法人全体の経営状態は補助協議当時と比べ改善はしているものの、経営の安定化が見込める状況について明確な定義づけがされていないため、補助の必要性についての判断がなされていない。経営の安定化が見込める状況について定義を定め、法人の経営の安定化を踏まえて補助金の見直しを検討していくことが必要である。 (福祉政策課)	経営安定化の定義については、平成30年度以降の補助金額の協議の中で見直しを検討していく。 (29庶第132号H29.6.5)	平成29年度において、法人の積立資産等が施設の再取得に必要な費用を上回る状態等を経営安定化とする定義を定め、これに基づき補助を行うこととした。	福祉政策課
(意見) 3.1.6 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会事業協会)(報告書72ページ)	○団体の収支の状況からの補助金の必要性 長野市社会事業協会の平成27年度決算は資金収支事業活動収入で前年比57,304千円増収となるなど、収入面、財務面で安定をみせている。一方で、協会本部経費(理事長1人、正規職員3人、嘱託職員3人の人件費の一部)の補助として、平成27年度は平成24年度長野市運営費補助金額(28,481千円)の30%減の額(19,937千円)を交付している状況(毎年10%ずつ減)にある。協会の現在の財政状態、経営状態を考慮すると、運営費補助の必要性が乏しいことから、運営費補助金については平成33年度を待たず廃止することが望まれる。 (福祉政策課)	団体の収支状況からの補助金の必要性については、平成28年8月に法人と再協議を行い、平成29年度以降の補助金額は、現在の補助予定額(平成24年度長野市運営費補助金額:28,481千円から毎年10%ずつ減額した金額)をさらに50%減額するとともに、平成31年度をもって廃止することとした。 (29庶第132号H29.6.5)	今年度の協会本部経費補助は、平成28年8月の法人との再協議前の補助予定額をさらに50%減額する額とした。なお、協会本部経費補助については、平成31年度をもって廃止となる。	福祉政策課
(意見) 3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会)(報告書75ページ)	○減額の検討 法人全体の次期繰越額及び純資産額の水準、当該補助金の交付対象(法人運営事業も含む。)である地域福祉活動拠点区分の純資産額の水準から、現状では補助金額を大幅に超える純資産額がある。純資産のうち、ボランティア活動振興基金やふれあい福祉基金は寄附金等を財源としており、基金の目的と一致する事業には基金の活用が可能であることから、補助金の減額も検討の余地がある。今後、基金の活用も含めて、事業者と補助協議を進めていくことが望まれる。 (福祉政策課)	減額の検討については、法人運営事業費の他事業費への配賦とともに、平成30年度以降の補助金額の協議の中で見直しを検討していく。 (29庶第132号H29.6.5)	これまでふれあい福祉基金を活用していなかった補助対象事業についても見直しを行い、基金の目的と一致する事業については基金を活用することとした。	福祉政策課

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 包括外部監査（監査人 野本 博之）

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	平成30年度の措置状況	担当課
<p>(意見) 3.3.1 各種団体負担金・補助金 (長野市道路・河川期成同盟会等補助金) (報告書99ページ)</p>	<p>○補助金の使途について 一部の治水対策委員会の決算書の支出済額のなかに渉外費(慶弔費等)という項目がある。この項目は交付要領の趣旨に照らして妥当ではない。 また、多くの団体で総会後懇親会を開催しているが、懇親会を会費制にしている団体がある一方で、一部の団体では懇親会に係る費用に補助金が充てられている。総会及び懇親会そのものは、会員間及び国や県担当職員との情報交換を促す意味で有益であると認められる。しかし、飲食を伴う主催者の懇親会の費用(会議時のお茶代を除く。)に税金があてられることは望ましくない。懇親会を会費制によって開催している団体もあることから公平性にも問題がある。 懇親会費は会費又は補助金以外の他の収入で賄うこととともに、補助金が目的に照らして有効に利用されるよう、要領上補助対象経費を明確にすることが望まれる。 (河川課)</p>	<p>香典等の慶弔費は、補助対象経費として妥当ではないため、当該治水対策委員会と協議(平成29年3月8日)し、平成29年度から収支予算書及び決算書の項目から除外することで改善を図った。 懇親会等における飲食代(会議時のお茶代を除く。)については、出席者からの会費及び地元負担金など、長野市からの補助金以外の収入を充てるよう、各団体に通知(平成29年3月14日)した。 また、補助金が目的に照らして有効に利用されるよう、補助金交付要領の見直しについても、平成29年度中に検討したい。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>補助金対象経費を明確にした補助金交付要領については、平成30年4月1日付けて改定し、改善を図った。 河川課</p>
<p>(意見) 3.3.2 交通安全推進団体補助金(報告書101ページ)</p>	<p>○補助金の必要性 市が交付する補助金の額は毎年度数十万円であるが、繰越額は平成27年度の時点で10,000千円を超えている。車両購入のため平成28年度の繰越額はゼロとなっているが、基本的に繰越額は補助金の額を上回っている。 補助金の対象は地域で実施する交通安全活動に伴う経費や広報・啓発に要する物品購入・チラシ等の印刷製本費に限っており公益性は高いが、補助金がなくとも交通安全協会が活動を続けていくことは可能である。 交付対象団体の繰越額も考慮した上で、補助金の額を検討することが望まれる。 (交通政策課)</p>	<p>繰越額について、決算書は3月31日時点の数値となっているが、本協会の定期総会が5月末に開催されるため、実質の繰越額は定期総会費等を差し引いた額となる。 本協会では、運転免許証を自主返納した会員を対象に、「おでかけパスポート」に還元可能な1000ポイントを交付しているが、平成29年3月の道路交通法改正により運転免許証を自主返納する高齢者が増加することが見込まれ、その数は不明確である。 上記理由により、補助金の増額を要望されているが、補助対象は広報費、啓発物品購入費、印刷製本費への交付としているため、増加が見込まれる負担等については繰越額の中から支出するよう求めた。 交通安全・交通事故防止は地域と行政が連携して取り組む問題であり、特に交通安全啓発活動等においては地域のマンパワーを必要とするため、多くの会員を有す本協会と更に連携を深め、共に活動を推進する必要がある。 市の責務としての交通安全の推進は、本協会の啓発活動と合致しており、現状の補助金交付は必要と考えているが、支給額については、今後の活動状況や繰越額等を考慮し、検討していく。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>繰越額を考慮し、平成30年度から以下のとおり補助金額を見直した(予算を1割減額し、それを各管内の人口割で分配)。 H29まで H30から 予算額 561,000円 ⇒ 500,000円 長野安協 330,000円 ⇒ 284,500円 長野南安協 165,000円 ⇒ 148,000円 松代安協 66,000円 ⇒ 67,500円 地域活動支援課(旧交通政策課)</p>
<p>(指摘事項) 3.4.1 私立幼稚園補助金(長野市幼稚園連盟補助金) (報告書105～106ページ)</p>	<p>○補助金対象事業費支出内容の適切性 本補助金は「質の高い幼児教育の実現」を目的として、長野市私立幼稚園・認定こども園連盟が主催する幼稚園教諭等を対象とした研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業に対して、長野市として支援するものである。しかしながら、平成26年度の収支状況を調査したところ、補助金対象経費である「研修費」「振興費」「広告費」のうち、下記のとおり「振興費」と「広告費」の使途全額が目的と相容れない不適切なものであった。 【振興費】401千円 振興費の使途は、出席者も限られた「懇親会」費用としての性質であることから、「質の高い幼児教育の実現」を目的とした幼稚園教諭等を対象とする研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業には該当せず、補助金の使途として適切ではない。 【広告費】887千円 内容はウェブサイトのドメイン年間使用料及び雑誌広告掲載料である。いずれも園児募集を主目的とするものであり、「質の高い幼児教育の実現」を目的とした幼稚園教諭等を対象とする研修・視察、幼児教育の調査研究・広報活動等の事業には該当せず、補助金の使途として適切ではない。さらに、ウェブサイトについては1年間以上更新が停滞していることから、園児募集目的としても、有効に活用されていると言えない状況である。 (保育・幼稚園課)</p>	<p>振興費と広告費の不適切な使途について、長野市私立幼稚園・認定こども園連盟へ平成29年6月までに補助金の適正使用を申し入れ改善を図る。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>振興費及び広告費は補助対象経費と認めないことで協議が整ったため、平成30年度以降は補助対象外とした。 保育・幼稚園課</p>
<p>(意見) 3.4.1 私立幼稚園補助金(長野市幼稚園連盟補助金) (報告書106ページ)</p>	<p>○長野市幼稚園連盟補助金の見直し 長野市幼稚園連盟補助金は、長野市幼稚園・認定こども園連盟の事業費(研修費、振興費、広告費)のほぼ全額を補助している(1,540千円)。補助金交付額は1園当たり55千円(28園)に相当している。 長野市幼稚園連盟は、長野市内における各幼稚園及び認定こども園の相互の連携と幼児教育事業の発達進展を図り、その使命の達成を期することを目的としている(長野市幼稚園・認定こども園連盟規約第3条)。そして、長野市幼稚園連盟補助金を交付する必要性として、長野市幼稚園・認定こども園連盟に加盟する幼稚園等に在園する児童(3歳・4歳・5歳)は約4,000人おり、市内の児童数の約4割を占めている。幼児教育を推進するために、幼稚園教諭等の資質向上に資するものとして団体が実施する研修等に必要経費等として、私学助成を補完する意味も含め、ある程度の公費負担は必要であるとしている。 しかし、長野市幼稚園・認定こども園連盟は、幼稚園等の職業団体であり、その運営は本来的には各々の幼稚園等の会費によって賄われるべきである。また、各々の幼稚園等に長野市私立幼稚園補助金及び長野県の私立幼稚園教育振興費補助金が交付されており、この中には教員の資質向上促進分として研修参加費の補助が含まれていることから、「質の高い幼児教育の実現」を目的とする本補助金と実質的に重複する側面もある。指摘事項に記載のとおり振興費、広告費として適切でない事業に使用されている現状も考慮すると、本補助金を交付すべきではないと考える。 (保育・幼稚園課)</p>	<p>平成29年6月までに長野市私立幼稚園・認定こども園連盟と補助金の見直しについて協議を開始する。 研修費補助は、「質の高い幼児教育の実現」と「幼稚園教諭の資質向上」を目指し、長野市私立幼稚園・認定こども園連盟が主催する全幼稚園を対象とした研修の経費に対する補助。 国は、保育士及び幼稚園教諭の資質向上を急務としてその対策に取り組んでいる。 幼稚園及び認定こども園の相互の連携と長野市全体の保育・幼児教育事業の発達進展を図るためにも、ある程度の公費負担が必要である。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>長野市私立幼稚園・認定こども園連盟と協議の結果、補助対象を幼稚園教諭等の確保及び資質向上事業等に限定することとした。 幼稚園等に個別交付している長野市私立幼稚園補助金及び長野県の私立幼稚園教育振興費補助金は、各私立幼稚園の振興と保護者負担の軽減を目的とする補助である。 幼稚園・認定こども園連盟が主催する研修は、市内の幼稚園及び認定こども園全体を対象に、更なる幼稚園教諭等の資質向上等に取り組んでいるものであるため、ある程度の公費負担が必要である。 保育・幼稚園課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 包括外部監査（監査人 野本 博之）

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	平成30年度の措置状況	担当課	
<p>(意見) 3.4.6 体育協会負担金(報告書120ページ)</p>	<p>○補助対象(交付先の支出内容)の明示 体育協会負担金は公益財団法人長野市スポーツ協会(以下、「スポーツ協会」という。)への負担金である。スポーツ協会は競技水準向上事業、全国大会等出場選手強化基本構想プログラム、スポーツ普及・交流事業等として加盟団体42団体等に補助金を交付している。 スポーツ協会では、ウェブサイトにおいて、協会の概要、定款・諸規定、事業計画・決算報告等が示されているものの、主な交付先団体毎の補助金等の内容、交付実績額を掲載していない。 スポーツ協会では、加盟団体42団体等への補助金について、スポーツ振興事業補助金交付規程、全国大会出場選手強化事業補助金交付規程及び競技団体運営強化事業補助金交付規程に基づいて交付されており、各規定についてはウェブサイトにおいて掲載されているが、スポーツ振興事業補助金交付規定の細則である別表及び要領、全国大会等出場選手強化事業補助金の交付要領については掲載されていない。別表又は交付要領、前述した主な交付先団体毎の補助金交付額等を掲載することによって市民の監視を受けることも期待できる。 また、負担金を交付している担当課としては、スポーツ協会の予算執行状況や事業の進捗状況について、四半期ごとの報告を受けるべきであり、担当課はスポーツ協会を指導することが必要である。 (スポーツ課)</p>	<p>スポーツ振興事業補助金交付規程の細則である別表及び要領及び全国大会等出場選手強化事業補助金の交付要領については、平成29年3月31日以降、長野市スポーツ協会ホームページに掲載している。 補助金交付先団体毎の交付額等をホームページに掲載することについては、掲載により各競技団体の権利利益を害するおそれがないか、検証した上で協会理事会において判断する。 スポーツ課長は長野市スポーツ協会の常務理事を務めており、年4回(5月、10月、1月、3月)の理事会に出席し、事業の進捗状況等を確認していることから、今後も現状の確認体制を継続することにより、担当課として指導していく。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>指摘事項の補助事業の各データを市スポーツ協会のホームページに掲載することについては、平成29年度に対応済み。 補助金交付先団体毎交付額等をホームページに掲載することについては、平成29年10月19日開催の総務専門委員会及び平成29年10月25日開催の理事会で協議し、競技団体の規模や体制、財政事情が様々であり、競技団体ごとの事情がまちまちである中、しっかりとした説明がなされずに数字だけが一人歩きしてをして、しっかりと理解されない危険性もあるため、ホームページへの掲載はせず、市スポーツ協会事務局窓口で十分な説明を加えながら閲覧できることと決定した。 ホームページへは窓口で閲覧できる旨を掲載し案内している。 また、担当課としての指導は、スポーツ課長が年4回の理事会に出席し、継続して指導して行く。</p>	<p>スポーツ課</p>
<p>(意見) 3.5.5 広域観光協議会負担金(報告書135ページ)</p>	<p>○参画対象協議会の選定 観光ニーズが多様化する中で、長野市単独での事業展開や誘客には自ずと限界があることから、近隣市町村だけでなく広域的な連携による相乗効果を期待し、協議会の設立趣旨に基づき、会員同士の連携を進め、情報発信の強化、連携コンテンツの開発、キャンペーンの共同実施等により観光誘客に努めているものである。 しかしながら、構成員が重複している協議会や、事業内容が類似している協議会、高い誘客効果があるとは思えない協議会がある。それぞれの協議会の活動状況や事業効果を検証し、必要な協議会にのみ参画すべきである。 (観光振興課)</p>	<p>協議会の活動については、構成員や事業内容の増減など、毎年一定ではない部分もある。今年度の活動内容も含め、これまでの事業内容や事業効果を改めて検証し、引き続き参画すべきかどうか検討する。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>各協議会の事業内容や効果を検証し、今年度は「信州シルクロード協議会」への参画を見合わせている。 今後も引き続き、各協議会の事業内容等の検証を行い、ニーズに即し、本市の誘客につながる協議会のみ参画して、連携を図っていくこととする。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(意見) 3.5.6 観光コンベンションビューロー運営補助金(報告書137ページ)</p>	<p>○同一目的補助金の一元管理 本補助金の交付先であるながの観光コンベンションビューローのほか、市の観光振興を担う団体として4つの観光協会がある。これらの観光協会の中には、観光・コンベンション事業助成金として運営費も含めて交付されている団体もある。同じ運営費でありながら、本補助金の交付先とそれ以外の4つの観光協会とは別の補助金制度で交付している。4つの観光協会においても運営費を補助する必要があるならば、これらの運営費は同一の補助金制度において、交付要綱を制定のうえで一元的に管理し、交付すべきである。 (観光振興課)</p>	<p>ながの観光コンベンションビューロー及び4観光協会への事業費補助にあつては、観光振興に資する事業経費のうち予算の範囲内で補助金により支援することとしており、交付申請時に予算書とともにその根拠となる予算見積書を提出させ、その内容を精査する中で妥当性を検証し、補助金を交付している。 ながの観光コンベンションビューローにあつては、長野市の出捐により設立した公益団体であり、精算を前提として運営費も補助金として交付している。しかし、観光協会によっては、運営費と管理費の区分が不明瞭な場合があることから、補助対象経費の明確化を定める要綱等の制定を進めていく。また、各団体に対して、自主財源確保についての努力を促していく。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>「長野市観光振興団体事業補助金交付要領」を制定し、本年の補助金交付から適用している。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(意見) 3.5.7 観光・コンベンション事業助成金(報告書139ページ)</p>	<p>○交付要綱の制定 本補助金については交付要綱が制定されていない。本補助金は複数の交付先に対して交付しており、公平性を保つことが求められる。補助金の交付にあつては、補助金の目的、対象経費、補助率、交付条件、必要書類などを交付要綱で明確に制定し、これに則るべきである。 (観光振興課)</p>	<p>ながの観光コンベンションビューロー及び4観光協会への事業費補助にあつては、観光振興に資する事業経費のうち予算の範囲内で補助金により支援することとしており、交付申請時に予算書とともにその根拠となる予算見積書を提出させ、その内容を精査する中で妥当性を検証し、補助金を交付している。 しかし、観光協会によっては、運営費と管理費の区分が不明瞭な場合があることから、補助対象経費の明確化を定める要綱等の制定を進めていく。また、各団体に対して、自主財源確保についての努力を促していく。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>「長野市観光振興団体事業補助金交付要領」を制定し、本年の補助金交付から適用している。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(意見) 3.5.7 観光・コンベンション事業助成金(報告書140ページ)</p>	<p>○事業費補助への転換 本補助金の交付先は5件あるが、ながの観光コンベンションビューロー以外の市内4つの観光協会の中には、事業費のみならず運営費も含めた額に対して本補助金を交付している団体もある。 しかしながら、本来、補助金はその年度の補助対象事業における事業経費のうち必要な額を交付するものであり、運営費とは明確に区別する必要がある。また、運営費については団体の自主財源に基づくように促していくべきであるが、各観光協会が実施する事業の公共性に鑑みて運営費を補助する必要があるならば、補助内容を検討して必要最小限とすべきである。 このように、各観光協会において事業費と運営費を明確に区別し、それぞれの必要最小額を補助金として交付することができるよう、観光コンベンションビューロー運営補助金と本補助金をあわせて制度を見直すべきである。そのうえで、前述のように交付要綱を制定し、これに則るべきである。 (観光振興課)</p>	<p>ながの観光コンベンションビューロー及び4観光協会への事業費補助にあつては、観光振興に資する事業経費のうち予算の範囲内で補助金により支援することとしており、交付申請時に予算書とともにその根拠となる予算見積書を提出させ、その内容を精査する中で妥当性を検証し、補助金を交付している。 しかし、観光協会によっては、運営費と管理費の区分が不明瞭な場合があることから、補助対象経費の明確化を定める要綱等の制定を進めていく。また、各団体に対して、自主財源確保についての努力を促していく。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>「長野市観光振興団体事業補助金交付要領」を制定し、本年の補助金交付から適用している。 なお、各団体に対して、引き続き、自主財源確保についての努力を促していく。</p>	<p>観光振興課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 包括外部監査（監査人 野本 博之）

指摘事項		当初措置状況 (29年度)	平成30年度の措置状況	担当課
(意見) 3.5.9 農業者育成(新規就農者支援事業)(報告書146ページ)	○事業内容の見直しについて 本補助金は、国の青年就農給付金を基本にしながらも、市独自の補助金として、新規就農者を支援するものであるが、国の青年就農給付金は親元就農者に対する交付要件が厳しく、交付を受けられないこともあるため、本補助金で補完する形となっている。しかしながら現行の制度では、親元就農者以外の新規参入就農者も支援するものとなっているため、国の青年就農給付金を受けられなかった親元就農者を支援するという目的に沿うように事業内容を見直すべきである。 (農業政策課)	事業内容の見直しについては、平成29年度において国の青年就農給付金制度が見直されたことも踏まえ、新規就農者への支援に関する市独自の事業内容を検討するため、他市の状況を調査する。 (29庶第132号H29.6.5)	親元就農者を支援するために市独自の「親元就農者支援事業」を平成30年度に創設したことに伴い、対象者が国の支援制度と重複していた「新規就農者支援事業」を廃止した。	農業政策課
(意見) 3.5.12 大規模集客イベント事業補助金(報告書154～155ページ)	○他の補助金との相乗効果(複数担当課での連携) 本補助金の交付対象である大規模イベントの中には、市民や市外県外の観光客が期待するイベントであるという点において観光振興課における観光まつりに該当するイベントがあるとも考えられる(善光寺花回廊ながの花フェスタ)。本補助金と観光まつり補助金の目的は異なるものの、参加する市民や観光客はその目的の違いを認識して参加するわけではなく、いずれも共通して大きなイベントであるという認識であると思われる。 行政においては、観光振興と商店街団体の商業振興では目的が異なることから、それぞれの目的に沿うように補助金制度が整備されることはもっともなことである。一方、両者は密接に関係しているものであり、担当課をまたいでお互い連携し、効果を高めていくことが必要と考えられる。大規模イベントと観光まつりが、これまで以上に市内商業活動の活性化、誘客等で相乗効果を図れないかという観点で、事業内容を検討していくべきである。 (産業政策課)	大規模集客イベント事業については、観光まつりとの相乗効果を図るために、イベント日程の情報を集約化し、開催情報を共有しながら今後の連携を検討していく。 (29庶第132号H29.6.5)	広報ながのイベント情報欄に、大規模イベントと観光イベントを掲載し、市民向けに情報発信した。 また、中央通りで複数団体が同時期に開催するイベントがあれば、互いのエリアにパンフレット等を置き、参加者に周知することで回遊性を高め相乗効果を図った。 庁内部局間においては、全庁的に閲覧可能なスケジュールカレンダーに掲載し、情報共有を行った。	商工労働課(旧産業政策課)
(意見) 3.5.13 商店街イベント事業補助金(報告書157ページ)	○複数担当課での連携と見直し 観光振興と商業振興では目的が異なるが、両者は密接に関係しているものであり、担当課をまたいでお互い連携し、効果を高めていくことが必要と考えられる。 観光まつり補助金の交付対象となっているまつりの中でも、合併地区のまつり・イベントには地域振興的な性格のものが多くあることから、観光振興と商業振興の間で相乗効果を図れないかという観点で、事業内容について検討していくべきである。 (産業政策課)	商店街イベント事業補助金について、観光振興部門等と連携し、相乗効果を図るために、平成29年度よりイベント日程の情報を集約化し、開催情報を共有しながら今後の連携を検討していく。 (29庶第132号H29.6.5)	全庁的に閲覧可能なスケジュールカレンダーにイベント開催日程を掲載し、部局間で情報共有を行った。	商工労働課(旧産業政策課)
(意見) 3.6.2 長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金(報告書170ページ)	○定額渡し切り補助金の見直し 本補助金は、「均等割」と「通過延長割」の合計一定額を「前払金」として各対策委員会に交付する形式を採用しているため、「長野市補助金等交付規則」に則り、実績報告及び使途明細報告の市への提出は現在不要となっている。このため実質的に「定額渡し切り」の補助金となっている。同交付規則で「前払金」について実績報告不要とする主旨は、使途が交付時点で具体的かつ明白であるためであるが、本補助金については交付時点で使途に具体性はないことから、一定額の前払金交付を定めている交付要領自体の見直し、もしくは、市として実績報告を求めることが必要と考えられる。加えて、交付要領自体は北陸新幹線建設前に制定されたものであるため、建設後の現在の対策委員会活動に則して、交付要領を全体的に見直すことが望ましい。 (交通政策課)	均等割と通過延長割の一定額を前払いにより交付し、毎年度の活動終了後は、事業報告書、決算書を提出するようになっていたが、具体的な使途を確認するための領収書等の添付は義務付けていなかった。 また、担当課において、監査を行う旨の規定もされていなかった。 鉄道・運輸機構を交えた北陸新幹線建設に対する地元要望事業の進捗を確認する会議は定期的に行ってきた。 平成29年度の補助金に関し、指摘事項を踏まえ、地区対策委員会と協議したところ、騒音対策や果樹の補償など、新幹線建設後の事業も一段落したことから、地区対策委員会としては、平成29年度から補助金の交付申請を行わない旨の意向であることが確認できた。 そのため、市としては、近日中に補助金交付要領を廃止する予定である。 (29庶第132号H29.6.5)	長野市北陸新幹線地区対策委員会補助金については、平成29年度の措置状況のとおり、平成29年5月18日をもって要領を廃止した。	交通政策課